

東浦町ボランティア活動支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域活動の健全な発展を図るため、住民等が行う地域でのボランティア活動事業に対する東浦町ボランティア活動支援交付金（以下「交付金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付対象者は、東浦町総合ボランティアセンターにおいてボランティア活動をする者として登録のある者（以下「交付対象者」という。）とする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付対象となる事業は、町内で行う事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) 地域の公共的な課題を解決するための事業
- (2) 地域の実施団体等における人材の発掘又は育成に関する事業
- (3) 地域情報の収集又は発信に関する事業
- (4) コミュニティ組織の強化又は地域のネットワーク化に関する事業
- (5) その他町長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業については、交付金の交付対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業
- (2) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1項に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業
- (3) 同一年度に交付金と同等の町が交付する他の補助金等の交付を受けている事業
- (4) その他町長が適当でないと認めた事業

(交付金の額等)

第4条 交付金の額は、100,000円を上限とし、次項の交付対象となる経費のうち、予算の範囲内で町長が定める額とする。

2 交付金の交付対象となる経費は、前条第1項に規定する事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

3 交付金の交付は、交付対象者につき1年度に1回限りとする。

(交付金の交付申請)

第5条 交付金を申請しようとする交付対象者は、東浦町ボランティア活動支援交付金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約等の実施団体等の概要が分かる書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、内容を審査した上、交付金の交付の可否を決定し、東浦町ボランティア活動支援交付金交付・不交付決定通知書（様式第2）により当該申請書を提出した交付対象者に通知するものとする。
（実績報告）

第7条 交付金の交付決定を受けた者は、事業が完了したとき、又は当該事業の廃止若しくは中止の承認を受けたときは、完了の日又は廃止若しくは中止の承認の日から起算して30日以内に東浦町ボランティア活動支援交付金実績報告書（様式第3）に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 決算書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類
（交付金の請求）

第8条 第6条の規定による決定通知を受けた者は、速やかに東浦町ボランティア活動支援交付金請求書（様式第4）を提出するものとする。
（交付決定の取消し等）

第9条 町長は、交付金の交付決定を受けた者がこの要綱に違反したときその他事業の実施又は交付金の運用が不適切と認めるときは、第6条の規定による交付金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させるものとする。
（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、令和8年3月10日から施行する。

別表（第4条関係）

1 報償費	講師謝金 協力者に対する謝礼金等
2 需用費	消耗品費 燃料費 印刷製本費 修繕費（作業用の器具等の修繕に限る。） 食糧費（事業の実施に不可欠と認められるお茶代等に限る。）
3 役務費	通信運搬費 保険料
4 賃借料	会場使用料 事務所等の賃借料 機械・器具借上料
5 備品購入費	作業等に必要の器具等の購入費
6 その他の経費	町長が必要と認めるもの

様式第1（第5条関係）

東浦町ボランティア活動支援交付金交付申請書

年 月 日

東浦町長

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者職氏名）

電話番号

東浦町ボランティア活動支援交付金交付要綱の規定に基づき、下記の通り申請します。

記

交付金交付申請額

円

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

東浦町ボランティア活動支援交付金交付・不交付決定通知書

様

東浦町長

年 月 日付で申請のあった東浦町ボランティア活動支援交付金を下記のとおり交付します。

交付金額 記 円

条件

様式第3（第7条関係）

東浦町ボランティア活動支援交付金実績報告書

年 月 日

東浦町長

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者職氏名）

電話番号

東浦町ボランティア活動支援交付金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

記

事業完了日 年 月 日

様式第4（第8条関係）

東浦町ボランティア活動支援交付金請求書

年 月 日

東浦町長

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者職氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました
東浦町ボランティア活動支援交付金を次のとおり請求します。

交付金請求額 円

付 記